

件名：	山口市産科新規開設・承継等事業費補助金の創設について
担当課：	健康福祉部 健康増進課 元氣いきいき推進担当 (電話:083-921-2666)

本市においては、分娩を取り扱う産科医療機関とそれに従事される産科医師の減少が続いています。市民の皆様が身近な地域で安心して出産し子育てできる環境の充実を図るため、市内において分娩を取り扱う産科医療機関の新規開設や承継等に係る費用の一部を支援する「山口市産科新規開設・承継等事業費補助金」を創設しました。

1 補助内容

市内において分娩を取り扱う有床の産科診療所を開設し運営する医師若しくは医療法人に対して、以下の補助を行います。

	補助対象経費	補助基準額	各限度額	限度額
①医療設備整備への補助	産科に関する医療機器等の購入に係る経費	対象経費の3分の2に相当する額	1 医療機関あたり 1 回限り 2 千万円（1 件 1 0 万円以上のもの）	①②の合計 2 千万円
②医師招へいへの補助	医師に支払う給料、賞与、その他の手当（分娩手当を除く）等		1 医療機関あたり 2 千万円 （2 4 か月を限度とする）	

2 対象者

- ①新たに分娩を取り扱う産科診療所を開設する医師等
- ②既に産科診療所を開設しており、分娩の取扱いを開始又は再開する医師等
- ③既に分娩を取り扱う産科診療所を運営しており、これらの承継、または医師増員による診療体制の強化を図る医師等

※詳しくは、別添のチラシを御覧ください。



山口市

最大 2000万円

産科新規開設・承継等 事業費補助金

山口市では、平成30年4月から、身近な地域で安心して出産し子育てできる環境の充実を図るため
分娩を取り扱う産科医療機関の新規開設及び承継等への補助制度をスタートしました。
活用については、お気軽にお問い合わせください。

①医療設備整備への補助

対象経費

産科に関する医療機器購入費、その他診療に必要と認められる備品購入費

限度額

最大 **2000万円** (1回に限る)

補助率

対象経費の **2/3**

②医師招へいへの補助

対象経費

医師に支払う給料、賞与、その他の手当(分娩手当を除く)等

限度額


最大 **2000万円** (上限24か月)

補助率

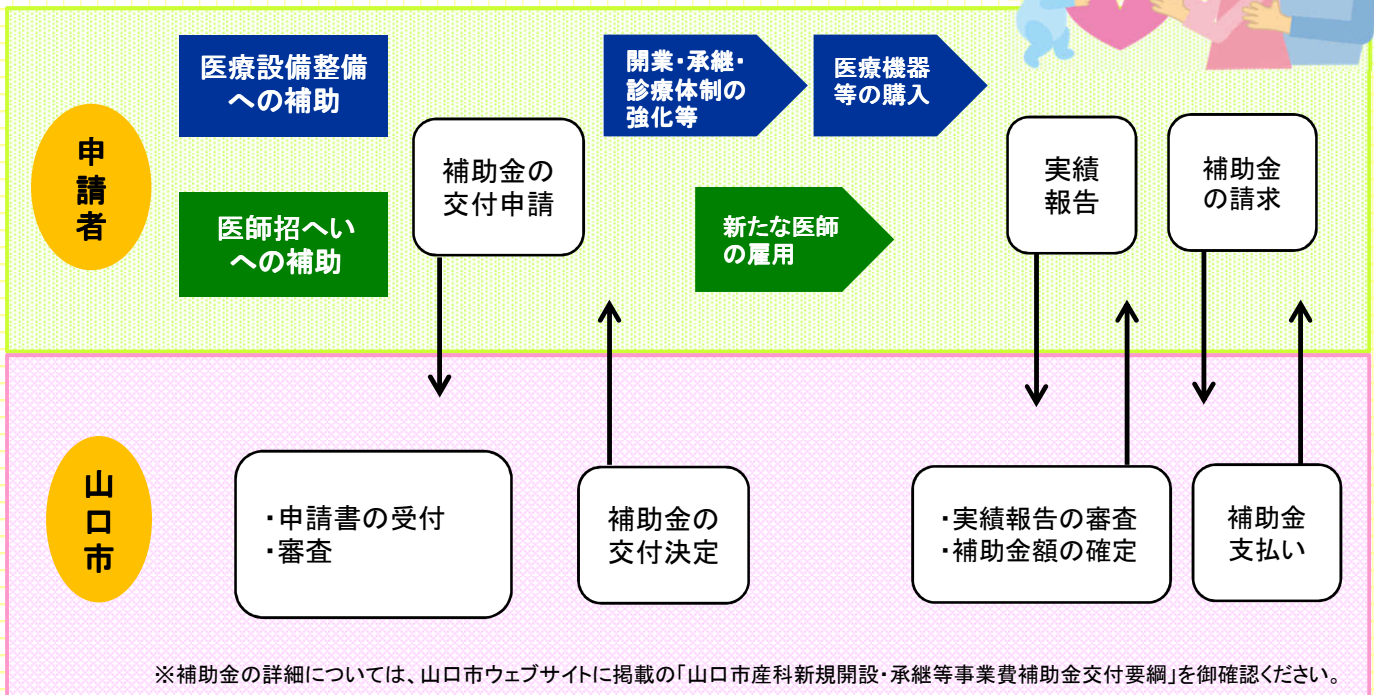
対象経費の **2/3**

※限度額は①②合わせて**2000万円が上限**になります

【補助対象となる事例】

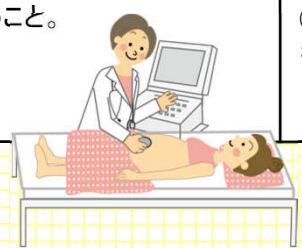
補助対象	現状	①医療設備整備	②医師招へい
新規開設 	未開設	○	○
分娩の開始・再開 	産婦人科 開設中 【分娩取扱い なし】	○	○
承継 	産婦人科 開設中 【分娩取扱い あり】	○	○
診療体制の強化 		○	○

【補助金に関する手続きの流れ】



【補助金の対象要件】 以下の全ての要件に該当する産科医療機関である必要があります。

① 医療設備整備への補助	② 医師招へいへの補助
<p>① 病床数が5床以上19床以下であること。</p> <p>② 市内において継続して10年以上分娩を取り扱う産科医療を行う見込みであること。</p> <p>③ 医療設備整備事業補助金の交付を受けた日の翌日から起算して1年以内に、開業、若しくは再開、又は新たな医師の確保による承継及び診療体制の強化を行うこと。</p>	<p>① 病床数が5床以上19床以下であること。</p> <p>② 市内において継続して10年以上分娩を取り扱う産科医療を行う見込みであること。</p> <p>③ 確保しようとする医師が常勤勤務であり、週3日以上外来診療を行うこと。</p> <p>④ 確保しようとする医師が産科の臨床経験を5年以上有していること。</p>



問い合わせ先(申請窓口)

山口市健康増進課 元気いきき推進担当
 TEL : 083-921-2666 FAX: 083-925-2214
 E-mail: kenko@city.yamaguchi.lg.jp
 HP: <http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>

山口市

